

電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

2021年7月26日

経 済 産 業 大 臣

梶 山 弘 志 殿

名 古 屋 市 東 区 東 新 町 1 番 地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員

市川 弥生次

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

別表第1 5. (1)に規定する基準に代わるものとして設定した基準
〔別表第1 5. (1)関係〕

1. 別表第1 5. (1)に規定する基準

5. 発生の主な原因を勘案して、次に掲げる収益又は費用を、送配電部門の収益又は費用に整理すること。

(1) 財務収益、事業外収益、特別利益、財務費用、事業外費用及び特別損失

2. 設定した基準

事業外収益（電気事業に係るもの（固定資産売却益を除く。）に限る。）を料金収入比により、送配電部門の収益に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

別表第1 5. (1)に規定する基準に基づき配分すると、附帯事業に係る事業外収益が送配電部門に配分されることとなるが、附帯事業に係る事業外収益は、送配電外部部門の収益に直課することが適切であるため、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

別表第1 9. に規定する基準に代わるものとして設定した基準
〔別表第1 9. 関係〕

1. 設定した基準

様式第1第6表に規定する一定水準額を算定する際に使用する平均帳簿価額について、期首における帳簿価額は、2020年4月1日の会社分割により中部電力株式会社から承継した固定資産のうち送配電部門に係るものの帳簿価額とする。

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

2020年4月1日に中部電力株式会社から一般送配電事業等を会社分割の方法により承継したことに伴い、送配電部門に係る固定資産の期首における帳簿価額が零となっているが、同社からの資産承継が同日に行われたことを踏まえ、平均帳簿価額を算定する際の期首における帳簿価額を、承継した固定資産のうち送配電部門に係るものの帳簿価額とすることがより実態を表すと考えられるため、〔1. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

別表第1 10. に規定する基準に代わるものとして設定した基準
〔別表第1 10. 関係〕

1. 別表第1 10. に規定する基準

供給計画により主要な送電線路及び変電所として届け出た設備（電源線及び前期以前に竣工済みとなったものを除く。以下この別表において「特定設備」という。）に係る投資額（当該特定設備の帳簿原価の事業年度における増加額をいう。）について、様式第1第7表により特定設備投資額明細表を整理すること。

2. 設定した基準

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資額に限定せず、関連して発生する工事として必要な投資額も当期投資額の対象とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資のみならず、それに関連する投資も発生するが、いずれも、総合資源エネルギー調査会総合部会／地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会の議論を踏まえて行われる投資であり、供給計画により届け出た設備に係る投資と、それに関連する投資を同一の整理とすることが合理的であるため、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。